

ID: 29

担当部署: スポーツまちづくり推進課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	大河原町スポーツ施設条例 第6条第1項(第13条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第21号		
【基準】			
第6条、第7条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用の許可)			
第6条 スポーツ施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。			
2 前項の許可には、スポーツ施設の管理上必要な条件を付することができる。 (使用許可の制限)			
第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、スポーツ施設の使用を許可しないものとする。			
(1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めるとき。			
(2) 施設の設備、備品等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。			
(3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理運営上支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。			
(使用等の制限)			
第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。			
2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可等の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可等をしてはならない。			
3 使用等許可権者は、既に公の施設の使用等の許可等をした場合において、当該許可等に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可等を取り消し、又は当該許可等に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用者等に損害が生じることがあっても、使用等許可権者は、その責めを負わない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日